

松阪市立幼稚園のあり方に関する答申

平成23年3月

松阪市立幼稚園のあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
1 市立幼稚園を取り巻く現状と課題	2
(1) 国の動向	
(2) 子どもを取り巻く環境	
(3) 体験の重視と異校（園）種間の連携	
(4) 施設と園児数	
2 今後の基本方針	4
(1) 幼稚園の適正規模と適正配置	
(2) 3歳児保育	
(3) 募集定数と募集のあり方	
(4) 三雲管内の幼児園のあり方	
3 その他	7
おわりに	8

<資 料>

- ・ 松阪市立幼稚園のあり方検討委員会委員名簿
- ・ 諮問書（写）
- ・ 松阪市立幼稚園のあり方検討委員会規則

はじめに

松阪市立幼稚園のあり方検討委員会は、平成 22 年 1 月 29 日、松阪市教育委員会から次の事項について諮問を受けました。

- 1 幼稚園の適正規模、適正配置に関する事項
- 2 その他、市立幼稚園のあり方に関し、必要な事項

これらの諮問に際し、松阪市教育委員会から保護者のニーズや市内の園児数の減少している状況を踏まえ、より質の高い教育を推進する上で、幼稚園の適正規模、適正配置、休園基準、3 歳児保育のあり方、募集のあり方、三雲地域の幼稚園のあり方について検討する必要があると課題の提起がありました。

この諮問を受け、本検討委員会は、松阪市教育委員会が平成 19 年 12 月に策定した「松阪市教育ビジョン」を踏まえ、検討を行いました。「松阪市教育ビジョン」は今後 10 年間を見据えた教育の道標を示しており、その中で学びの芽生えを育む幼児期教育の充実を掲げ、楽しい教育の創造をはじめ、新たな子育て支援の充実、子どもの成長を支える研修の推進を図ることとしています。

本検討委員会はこうしたことを受け、より質の高い幼児期の教育を推進するために、特色ある学校・園づくり、子どもたちにとって、より充実した教育環境の提供、幼稚園の規模や地域との関わりや幼稚園経営の効率化などを総合的に検討・協議してきました。

具体的には、市内の市立幼稚園及び幼保合築型施設「三雲南幼稚園」の現地調査を含む 8 回にわたる検討委員会において、諮問事項について各委員の立場や視点から様々な意見が出され、熱心かつ慎重な検討・協議を重ね、今般、答申としてとりまとめ提言することとしました。

本検討委員会は、教育委員会が広く市民の理解を得て、答申の趣旨に沿って鋭意その実現に努力されることを期待します。

1 市立幼稚園を取り巻く現状と課題

(1) 国の動向

21世紀に入り日本の社会は、少子化や生涯未婚率の増加などを主要因とした人口減少社会に突入しました。このため国においては、少子化対策のための様々な方策が図られてきています。

また、平成18年度に改正された教育基本法では、幼児期の教育が新しく規定され、第11条で「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」と明記されました。一方で、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼児期の教育・保育の分野での幼保の一体化に向けた取り組みの一つとして「こども園（仮称）」の検討がされています。

(2) 子どもを取り巻く環境

幼児期の子どもたちの生活のほとんどは、「遊び」によって占められます。自発的活動としての遊びは、幼児期特有の「学びの場」であり、様々な場面で思考を巡らせ、想像力を発揮する中で、できた喜びやうまくいかなかった悔しさなどを繰り返し体験しながら心豊かに成長していきます。

しかし、松阪市においても、少子化の進行、ライフスタイルの都市化・情報化の進展といった、子どもを取り巻く社会環境が変化し、子どもたちの遊びにも影響しています。室内での一人遊びが増えるとともに自然と触れ合っただけで遊ぶ体験が減ってきており、集団での遊びが成立しにくくなり、自己肯定感やコミュニケーション力の希薄化が危惧されています。また、保護者も、核家族化や少子化に伴って多様な価値観に触れることが少なかったり、身近に育児相談をする人がいない等のことから子どもとのかかわり方や育児に不安を覚えたりするなど、幼児を取り巻く状況が変化してきています。

こうしたことから、幼稚園において教育上望ましい集団生活を経験することは、幼児の成長に大きな影響を与えています。一方で幼児の活動を通じ保護者同士の交流の機会ともなっています。

(3) 体験の重視と異校（園）種間の連携

以上の現状をふまえ、松阪市の幼稚園では、豊かな環境の下で子どもたちが地域の人に見守られ、豊かな体験を重ねています。また、幼稚園と小学校の交流は、小学校と併設する園では日常的に、併設していない園では定期的に進められています。さらに、保育園や中学校との交流も進められています。

松阪市においては、就学前から小学校への円滑な接続のため、主に中学校区別に保育園・幼稚園・小学校・中学校が連携し、子どもの発達段階に応じ、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な教育を創造しています。

そして、さらに連携を深めるために、合同研修会を実施したり、学習活動を互いに参観したりなどの教職員の意見交換や合同研究の機会を設ける等

交流を進めています。

こうしたことから園児の保護者からは、「自然とのふれあいなど、体験を重視し、子ども一人ひとりの成長に応じた保育をしていただいている」「日頃から小学校との交流をたくさんしているので、安心して小学校へ入学させられる」などの声が寄せられています。

(4) 施設と園児数

松阪市の幼稚園は、平成 22 年 5 月 1 日現在、22 園（独立園 16 園、併設園 6 園）であり、園児は、全幼稚園で 1,339 人在籍しています。

出生率の低下に伴う少子化が進行していることや、就労女性の増加により保育園に入園する乳幼児が増えていることなどから、幼稚園では、園児数が年々減少し、異年齢幼児の混合保育を実施しているところもあります。一方、園児数が急増し保育室不足が課題になってきている幼稚園もあります。

年齢階層別人口構成比の推移

	(0-14 歳)	(15 歳-64 歳)	(65 歳以上)
	年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成 18 年度 170,545 人	13.7% 23,333 人	64.2% 109,522 人	22.1% 37,690 人
平成 19 年度 171,179 人	13.6% 23,284 人	63.8% 109,138 人	22.6% 38,757 人
平成 20 年度 171,320 人	13.6% 23,245 人	63.3% 108,525 人	23.1% 39,550 人
平成 21 年度 170,883 人	13.6% 23,221 人	62.7% 107,158 人	23.7% 40,504 人
平成 22 年度 170,843 人	13.6% 23,225 人	62.2% 106,329 人	24.2% 41,289 人

(松阪市統計資料より)

松阪市立幼稚園の園児数の推移

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
3 歳児	372	380	359	346	355
4 歳児	529	533	548	519	466
5 歳児	544	536	545	560	518
合計	1,445	1,449	1,452	1,425	1,339

(学校基本調査より)

2 今後の基本方針

(1) 幼稚園の適正規模と適正配置

① 幼稚園における集団としての教育効果

幼稚園は、幼児が初めて家庭を離れ集団生活を経験する場であり、「遊び」を通して人やものに関わり、学び、成長していく場でもあります。

幼児は、集団生活の中で、自己を発揮し、互いにかかわりを深め、共に活動する中で、みんなでやってみたい目的が生まれ、工夫したり、協力したりするようになっていきます。その過程で、自分の思いと友だちの思いが必ずしも同じではないことを知り、時にはぶつかりあったり、あるいは共感する喜びを重ねたりしながら遊びを展開していきます。

その遊びを充実させ人間関係を豊かにするためには、適正な集団の規模を確保していかなければなりません。

幼稚園の中には、園児数が減少し一定の集団規模が確保できず、園児と園児、園児と教員との人間関係が固定化してしまい、子ども同士が、互いに刺激し合い育ち合う、集団としての教育が成立しにくい状況も出てきています。

幼稚園における教育効果を十分に発揮するためには、家庭では体験できない機能や役割を果たし、遊びを充実させ人間関係を豊かにする集団生活を経験できる適正な規模にしていく必要があります。

② 幼稚園の規模

(ア) 学級の定数

集団としての幼稚園の学級の定数を考える場合、3歳児、4歳児、5歳児に分けて考えていく必要があります。この場合、「みえ少人数編制」の小学校1年生30人学級を参考にすれば、幼稚園の学級定数の上限は30人が限度であると考えます。

そこで、幼児の発達状況や、教育効果を発揮する学級の定数を考えると松阪市では、3歳児で概ね20人、4歳児で概ね25人、5歳児で概ね30人が適当であると考えます。

(イ) 適正規模

学級の定数からみると1園あたりの園児数については、3歳児、4歳児、5歳児それぞれ最低1クラスであった場合、概ね75人となります。

また、集団生活を保障し、一人ひとりに行き届いた教育をしていくためには、全教職員が全園児を共通理解することが大切であると考えます。

これらのことを合わせ保育・教育関係の長年の経験に基づく意見や本検討委員会の意見を総合すると、一園あたりの園児数は概ね75人程度から100人を超えないことが望まれます。

ただし、地域性や園舎の状況等も考慮し、弾力的な対応も考えていく必要があります。

③ 幼稚園の適正配置

1園あたりの適正規模を概ね75人程度から100人を超えない規模とし、安全面や教育の質の向上、地域のニーズを考えあわせると、中学校区で、1～2園に整備することが適正であると考えます。(中学校区に含まれる幼稚園は以下の表のようになります。)

ただし、嬉野・三雲管内は、市町合併前に統廃合および園舎の整備などがされていることから、当面、現行のまま幼児期の教育を推進していきます。また、飯南・飯高管内には幼稚園はありませんが、保育園が充実されていることから幼児期の教育環境は整っていると考えます。

<中学校区に含まれる幼稚園>

在住中学校区	幼稚園名	H22年5月1日現在園児数	3歳児保育
鎌田中学校区	鎌田幼稚園	53	
	港幼稚園	21	
西中学校区 殿町中学校区	伊勢寺幼稚園	94	実施
	阿坂幼稚園	18	
	松江幼稚園	94	
東部中学校区	西黒部幼稚園	66	実施
	機殿幼稚園	8	
	朝見幼稚園	13	
	掃水幼稚園	30	
	漕代幼稚園	10	
	東黒部幼稚園	4	
久保中学校区	花岡幼稚園	85	
中部中学校区	※松尾幼稚園	125	実施
	山室幼稚園	24	
大江中学校区	大石幼稚園	9	実施
嬉野中学校区	豊地幼稚園	55	実施
	中川幼稚園	190	実施
	豊田幼稚園	38	実施
	中原幼稚園	39	実施
三雲中学校区	三雲北幼稚園	106	実施
	三雲南幼稚園	177	実施
多気中学校区	射和幼稚園	73	実施

※松尾幼稚園は、久保中学校区、中部中学校区及び西中学校区(殿町中学校区は含まない)とする。

④ 休園・統合基準

現在の休園基準では、総園児数が5人未満となった場合には休園としています。しかし、集団としての教育効果や教育の質の向上の面からも総園児数が15人未満となった場合には、保護者および地域住民と十分協議を行う必要があります。

(2) 3歳児保育

本庁管内では拠点方式で5園、また嬉野管内は4園(全園)、三雲管内は2園(全園)で、1学級定員を25人以下とし、実施しています。

3歳頃になると母親のもとを少し離れて同年齢の友だちを求める気持ちが強くなってきます。しかし最近では、近所に子どもが少なくなっており、3歳児保育のニーズが高まっている中、幼稚園に求められる期待は大きくなってきています。子どもにとっても保護者にとっても、初めての集団生活である3歳児保育は、その子の生涯において重要な学びの場となり、特にこの時期には、社会的、情緒的、知的、言語的な発達を助長するなど、より質の高い教育内容が求められます。

そのように重要な3歳児保育を希望する子どもたち全員に提供していくためには、全園での実施が望ましいと考えます。保護者および地域住民のニーズを的確に捉えて検討協議し、当面は、中学校区内に少なくとも1園は、3歳児保育を行うことが必要であると考えます。一方で、財政事情の厳しい状況の下、その拡充のために必要な教職員の配置や保育施設面の整備などの課題に取り組んでいく必要があります。

また、3歳児保育を行うに当たっては、松阪認可保育園連盟と十分協議を行い、相互理解の上、取り組む必要もあります。

(3) 募集定数と募集のあり方

現在、次年度の園児募集は、毎年、市の広報に掲載し、保育室数を考慮し、募集しています。

松阪市では、保護者が特色ある幼稚園を自由に選ぶことができます。

このように、小・中学校の校区にあたる園区の設定がない状況において、希望者が特定の園に集中し、定員を上回るケースがあります。特に3歳児においては、拠点方式により特定の園だけが実施していることから、入園希望者が集中する場合があります。

この状況に対応するため3歳児保育については、全園実施に向けた整備を進めながら、4歳児になったときには地元の園に戻ることを保護者に周知するとともに、募集時に定員を上回った場合、抽選の導入や第2、第3希望入園の検討を行う必要があります。

(4) 三雲管内の幼児園のあり方

三雲管内の三雲北・南幼児園は、幼稚園と保育園が同じ敷地にある合築型の施設となっており、現在、両園においては園舎の特色を活かし、遠足や運動会、夕涼み会、音楽鑑賞会などの交流を行ない特色ある活動を取り

入れています。

松阪市においては、三雲管内のこの環境を有効に活かし、幼保一体化の国の動向を踏まえつつ担当部局との連携を強め、三雲北・南幼稚園の取り組みを支援していく必要があります。

3 その他

国においては、幼保一体化を含む、次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム「子ども・子育て新システム」について、平成 23 年通常国会に法案提出、平成 25 年度実施を目指しており、制度の具体的内容について現在検討されています。

こうしたことから本答申については、今後の国の動向を注視しつつ見直し検討を行う必要もあります。

おわりに

本検討委員会は、平成22年1月より、およそ1年間にわたり、本市の市立幼稚園のあり方について、検討・協議を重ねてきました。その間、市教育委員会事務局、福祉部こども未来課をはじめ担当者の皆様には、様々な面で多大なご協力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

検討・協議の中で、各委員が改めて共通認識したことは、幼児が「遊び」を通して学び、心豊かに成長して行くためには、幼児期の教育の充実が如何に重要であるかということでした。

しかしながら、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。一方で、社会環境の変化とともに、制度面をはじめ幼児期の教育を取り巻く状況は大きく変わろうとしています。

こうしたことも踏まえ、本検討委員会の検討・協議の過程をふり返ってみますと、まだまだ議論を尽くさなければならない課題があると感じております。また、本答申の具体化に当たっては様々な課題に直面することが予想されますが、教育委員会のみならず、保育・教育関係者、保護者及び地域住民の理解と協力があって、はじめて実現が可能になるものと考えます。

最後に、本検討委員会は、本答申が実現することによって、市立幼稚園の教育環境が整備され、充実した幼児期の教育の実現に役立つことを願い、任務を終わらせていただきます。

松阪市幼稚園のあり方検討会

<資 料>

松阪市立幼稚園のあり方検討委員会委員名簿

	名 前	所 属	選出区分	備考
1	坪井 守	三重中京大学教授	学識経験者	平成21年度 ～ 平成22年度
2	茅谷千恵子	こびすくらぶ代表	学識経験者	平成21年度 ～ 平成22年度
3	横井 美登	久保山自治会長	自治会連合会代表	平成21年度 ～ 平成22年度
4	高島 清子	若葉保育園副園長 (松阪認可保育園連盟会長)	企業経営者	平成21年度 ～ 平成22年度
5	長谷川恵理 山守 万季	市PTA連合会幼稚園部長	市立幼稚園保護者代表	平成21年度 平成22年度
6	小山ますみ	市立西黒部幼稚園長	市立幼稚園長会代表	平成21年度 ～ 平成22年度
7	西川 義則 後藤 俊廣	市立德和小学校長 市立松江小学校長	市立小中学校長会代表	平成21年度 平成22年度
8	喜田 健児 石井 伸明	市立中部中学校教諭 市立松尾小学校教諭	市立小中学校代表	平成21年度 平成22年度
9	小西勢津子	こども未来課保育指導主幹	市立保育園代表	平成21年度 ～ 平成22年度

諮 問 書

(写)

松阪市立幼稚園のあり方検討委員会委員長 様

松阪市立幼稚園のあり方検討委員会規則第15号により、次に掲げる事項について
検討のうえ、提言頂きたく、別紙理由を添えて諮問いたします。

(諮問事項)

- 1 幼稚園の適正規模、適正配置に関する事項
- 2 その他、市立幼稚園のあり方に関し、必要な事項

平成22年1月29日

松阪市教育委員会教育長 小林 壽 一

諮問理由

1 趣 旨

松阪市内の幼稚園は、平成21年度現在、23園（1園休園）が存在して、内訳は、独立園が17園、併設園が6園となっています。園児数は全幼稚園で1,433名で、園児数は徐々に減少し続けております。

本市においては近年出生数が減少し、少子化が急速に進行するとともに、核家族化が進み、就労する女性が増加し、保育園に入所する乳幼児が増えています。一方、幼稚園では入園者が年々減少し、異年齢幼児の混合保育を実施しているところがあります。反面、園児数が急増し教室不足が課題になってきている幼稚園も存在します。

松阪市教育委員会では、松阪市教育ビジョンを策定し、学びの芽生えを育む就学前教育の充実を掲げ、新しい教育内容の創造や教育内容の充実等について具現化に向けて園の教育活動を支援しています。平成21年度から実施している幼稚園教育要領に伴う教育環境整備に取り組んでいますが、少子化問題のほか、幼稚園と保育園の交流に関する課題などを抱え、より質の高い教育を推進するうえで抜本的な施策の改革の必要性が生じてきています。

検討委員会では、幼稚園経営の効率化だけでなく、特色ある学校・園づくり、子どもたちにとってより充実した教育環境の提供、幼稚園規模や地域との関わりなどを総合的に議論して頂き、これまでの松阪市立学校及び幼稚園の現状をふまえ、今後の幼稚園のあり方について検討し、最終的には、検討内容をまとめ、松阪市教育委員会に対し、今後の基本的な考え方を提言いただきたいと存じます。

2 検討事項

- (1) 保護者のニーズや入園児数の減少している状況を踏まえ、「幼稚園の適正規模、適正配置」、休園基準について検討をお願いします。また、どのように幼稚園適正配置を進めていくべきか、その具体的な取組み方策の検討をお願いします。
- (2) 3歳児保育のあり方、募集定数の策定と募集のあり方について検討をお願いします。
- (3) 三雲地域の幼児園のあり方について、幼保の一元化等を視点に検討をお願いします。

松阪市立幼稚園のあり方検討委員会規則

平成 21 年 6 月 29 日
教育委員会規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、少子化及び核家族が進展していく中での子育て支援施策の一環として、また今後の市立幼稚園のあり方について検討するため、教育長の諮問機関である松阪市立幼稚園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次ぎに掲げる事項を協議する。

- (1) 幼稚園の適正規模、適正配置に関する事項
- (2) その他市立幼稚園のあり方に関し、必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立小中学校代表
- (3) 市立幼稚園代表
- (4) 市立幼稚園保護者代表
- (5) 企業経営者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問事項の検討終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

(委員報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53条）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学校支援課及び教育総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。